

項が被備者の利益について重大なる價値を有するに至りたる時は、該協約條項は協約に關係なき同一産業並に職業にも適用する可きものにして、内務大臣は此旨一般に公旨する事を要す。

五、第四の適用を受くるものにして異議を有するものは、適用されることの不當なる事實を證明する書類を添付し、二週間以内に行政裁判所に異議の申立を爲すことを得。

六、雇備者又は被備者の團體にして、その規約又は定款によつて決議並に執行の機關を有し、並にその規約又は召集方法を規定せるものは、勞働協約の能力あるものとす。但し、被備者の團體は左の條件を具備することを要す。

(1)ある一定の經營に所屬する事を團體員の資格として規定せざること。

(2)雇備者を團體員として加入せしめざる自主獨立の團體なること。

七、勞働協約は期間の經過若くは双方の同意によつて終了す。但し、期間の定めなき場合は三ヶ月の豫告期間を以て解除することを得。

八、事業を譲り受けたる雇備者、又は雇備者團體並に被備者團體の各々が合併に依りて成立せしめたる團體は、本法による權利義務の一切を繼承するものとす。

九、故意に協約に違反したるものには賃金を課す。雇備者並にその團體に對しては五千圓以下、被備者團體に對しては五百圓以下、被備者個人に對しては日給七分月給者に對しては月收三十分の七以下とす。

第四號議案　　メーデーに関する件

執行委員會提出

主　　文

理　　由

吾等は眞にメーデーの意義を體し、その目的の完全なる貫徹を期す。

五月一日は、萬國プロレタリアートの祝祭日であると同時に、新しき闘争の前途としての大示威運動を行ふの日である。

一八八六年九月一日、アメリカの勞働者が、一日八時間勞働制の實施を要求して起ち上り、全米に亘つて大示威運動を敢行して大成果を收めたるに始まり、一八八九年第二インターナショナル大會の決議により、一八九〇年以來毎年五月一日を以て全世界の勞働者の國際的示威運動の日と定め、我國に於ても既に十四回のメーデーを敢行したる事は周知の事である。

しかし乍ら、我國に於ける過去十四回のメーデーは、果して我國資本主義に對する大衆的示威運動としての目的に對し、よき成果を收め得たであらうか？

吾等は、過去に於ける我國のメーデーが、普ねく勞働階級の燃ゆるが如き與望を負ひつゝ敢行されたるにかゝらず、その示威運動の過程に於いて、非階級的言動が發せられ、參加組合の對立意識を煽動するが如き行爲を敢てして、メーデー本來の目的たる、資本主義に對する勞働階級の組織的反抗の示威、乃至は勞働階級の團結と友愛の實現を妨ぐる事が頻々として惹起